

【談話】

子どもと教育の立場に立った「いじめ」問題への真摯な対応こそが求められる
—「いじめ防止対策推進法」の成立にあたって—

2013年6月25日
全日本教職員組合（全教）
書記長 今谷 賢二

6月21日、自民、公明、民主、維新、みんな、生活の6党が共同で提出した「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」）が成立しました。子どもと教育をめぐる重要な法案であるにも関わらず、教職員、研究者、保護者などの教育関係者、子どもの人権に関わる弁護士、医療、福祉の関係者などへの意見聴取もなく、衆議院・参議院の委員会、本会議を合わせてもわずか4時間の審議での強行採決であったことに、強く抗議します。

成立した「いじめ防止法」は、「いじめの禁止」をうたい、「いじめ」を規制、管理、取り締まりで「防止」しようとするなど、以下のような重大な問題点を持っています。

第1に、「児童等は、いじめを行ってはならない」として「いじめ禁止」を法律で定めようとしている点です。第2に、学校設置者と学校に対して「児童等の豊かな情操と道徳心を培い…全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」として、内心の問題である情操教育や道徳心に法律が踏み込んでいる点です。第3に、「保護者の責務」として「規範意識を養うための指導…を行うよう努めるものとする」として、家庭教育に踏み込んでいる点も重大な問題点です。第4に、「いじめを行った児童への懲戒」や「出席停止」など徹底的な管理、厳罰化で取り締まろうとしている点です。

子どもたちは、成長発達の過程で、様々なゆがみや苦しみ、不安を背負い、失敗や過ちをおかすことがあります。それを法律で「禁止」して取り締まろうとすることは、子どもたち一人ひとりを傷つけ、人間関係をこわし、かえって問題の解決を難しくしてしまいかねません。「いじめ」は、子どもたちの人間関係の中で起きるものであり、全教アピール(2012.8.2)で提起したように、「いじめ」問題を克服する力は、子どもや教育の中にこそあります。「いじめ防止法」には、こうした子どもたちの成長・発達に信頼を寄せ、ともに問題に向き合っていく観点が欠落しているといわざるをえません。憲法・子どもの権利条約にもとづいたとりくみこそが求められています。

全教は、「いじめ防止」に関する法制化をめぐって、5月21日に「拙速な法制化ではなく、子どもと教育の立場に立った真摯な議論を求める」とする書記長談話を発表し、とりくみをすすめてきました。「いじめ防止法」案提出の動きが強まった6月13日からは、各組織から政党党首あてに「『いじめ防止』に関わる拙速な法制化に反対します」としたFAX要請行動を行いました。さらに、夕方にも国会提出との報道のあった6月18日には、緊急に衆議院議員面会所において議面集会を行い、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会所属の60名の国会議員への「『いじめ防止対策推進法案』の廃案を求める」要請行動を行ってきました。

今後、「いじめ防止法」に基づいた、国の「いじめ防止基本方針」、地方公共団体の「地方いじめ防止基本方針」、学校の「学校いじめ防止基本方針」が策定され、各学校に「いじめの防止等に関する対策のための組織」が置かれることとなります。全教は、それぞれの「基本方針」策定にあたって、憲法・子どもの権利条約にもとづき、子どもの権利を最大限に保障し、子どもと教育の立場から「いじめ」問題の解決に向かうものとなるようとりくみをすすめていきます。各学校のとりくみにおいても、教職員、父母、地域の皆さんとともに、子どもと教育の立場に立った「いじめ」問題への議論を深め、「参加と共同の学校づくり」をすすめていくことを呼びかけるものです。

子どもに信頼を寄せ、「子どもたちのいのち、人権が守られる学校であってほしい」と願う教職員、父母、地域の共同したとりくみこそが、「いじめ」問題を克服する方向です。全教は、そうした実践を全国で積み重ねている皆さんとともに、「いじめ」や暴力を克服し、すべての子どものいのちと人権が何よりも大切にされる学校づくりをすすめるとともに、改悪教育基本法の具体化を許さないたたかいに全力をあげる決意です。

以上